



年金
だより

年金の請求を 忘れていませんか？

1. 年金の加入期間が25年未満の方へ
 - ・加入期間が25年未満でも、カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。
 - ・生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合があります。
2. 年金の受取開始を66歳以降に繰下げている方へ
 - ・70歳になっても、年金は自動的に支払われません。年金の受取を始めるためには、年金の請求が必要です。
3. 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ
 - ・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけ受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。
 - ・片方の年金の受け取り開始を繰下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

4. 厚生年金の加入期間があり、「65歳になってから年金を受け取る」と思っている方へ
 - ・厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求をしてください。

5. 60歳以上で、会社にお勤めの方へ
 - ・現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
 - ・給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

お心当たりのある方は、高知西年金事務所、または役場年金係までご相談ください。

「お問い合わせ先」
町民課 22・3117
大正総合支所 町民生活課 27・0112
十和総合支所 町民生活課 28・5112

一日行政相談を 開設します

「一日行政相談」（無料・秘密厳守）を開設します。
国の仕事やサービスで困りごとがありましたら、お気軽にご利用ください。

日時
12月21日（火）
午後1時～4時

場所
農村環境改善センター
行政相談委員
奥宮 敏男



「お問い合わせ先」
総務課 22・3111

成人式のご案内

四万十町では、次のとおり成人式を行います。

日時 1月2日（日）
受付 午後1時30分～
記念撮影 午後2時～
式典 午後2時30分～
終了 午後4時

場所 窪川四万十会館

対象者

- ・平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方
- ・四万十町に住所を有する方
- ・町外に転出していて出席の連絡をいただいた方

案内状を送付していますが、ご案内漏れの方がいましたら、至急ご連絡ください。

「申込・お問い合わせ先」
生涯学習課 22・3576

ご寄付ありがとうございました

有効に使わせて
もらいます



四万十町チャリティーゴルフコンペ実行委員会（岡村厚志委員長）から、図書館の資料購入費として役立ててほしいとゴルフコンペの収益金15万3350円を四万十町にご寄付いただきました。ご好意に対し厚くお礼申し上げます。

